教育ローン「天神ワイド」（三井住友カード（株））

（2024年４月１日現在）

１．商品名（愛称）	教育ローン「天神ワイド」
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ①　高校、高専、各種専門学校、予備校、大学（短大・大学院を含みます）に在学または入学する子弟をお持ちの親権者の方 ②　申込時年齢が満２０歳以上満６５歳以下で、最終ご返済時年齢が満７５歳以下の方 ③　同一勤務先に１年以上勤務、自営業者は同一事業を１年以上営業しており、安定した収入がある方 ④　当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑤ 融資金額 1000 万円超については、原則、団体信用生命保険に加入いただける方。 ⑥　当金庫および三井住友カード（株）の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	①　入学金、授業料、受験費用、学用品の購入費用、下宿の敷金・礼金・家賃、引越し費用、留学費用、仕送り費用（生活資金）、その他教育に関わる資金。 なお、融資申込日前３ヶ月以内の納付済資金の取扱いも可。 ②　上記①を資金使途とする他金融機関ローン（自金庫分を含む）、クレジット等の借換資金で借入先口座へ振込ができるもの。
４．融資形式・お借入金額	【証書貸付】　　１０万円以上３，０００万円以内（１万円単位） 但し、１，０００万円超については、医学部・歯学部・薬学部、及び美術・音楽等の芸術系学部に限定となります。
５．お借入期間	【据置期間なし】　６ヶ月以上１０年以内（１ヶ月単位） 【据置期間あり】　６ケ月以上１６年９ヶ月以内（１ヶ月単位）
６．担保･保証人	不要 （保証会社である三井住友カード（株）が審査のうえ保証します） ＊ただし、保証会社が必要と認めた場合、保証人を求めることがあります。
７．ご返済方法	①　毎月元利均等返済方式および、ボーナス併用方式。ただし、ボーナス返済分の元金は、融資額の５０％以内（１万円単位）。 ②　元金据置期間は、金利のみの返済も可。但し、据置期間終了後は、①の方法で返済となります。
８．金利	・変動金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年４月１日と 10 月１日の当金庫所定の長期貸出最優遇金利（１年定期預金連動）を基準として年２回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期貸出最優遇金利（１年定期預金連動）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
９．金利特典	――

次頁に続きます

10. お申込時に ご用意いただくもの	① ご印鑑（普通預金お届印） ② ご本人であることを確認できる資料の写し（以下のいずれか１通） イ. 運転免許証（表裏） ロ. 各種健康保険証（表裏） ハ. パスポート ※健康保険証（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 ＊お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、在留カード、特別永住者証明書をご用意ください。 ③ ご本人の年収を確認できる書類 【給与所得者】源泉徴収票（写し）または所得証明書 【自営業者】 税務署の受付印のある確定申告書（写し）・納税証明書（その２）・住民税決定通知書（写し）のいずれか ④ 合格通知書または在学証明書、納付書 等 ⑤ その他 保証会社が必要と認めた場合、別途書類をご用意いただくことがあります。
11. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。